

# 常勤役員退職慰労金規程

(適用範囲)

第1条 財団法人大阪科学技術センター(以下「財団」という。)常勤役員(以下「役員」という。)が退任したときは、別に定める場合を除くほか、この規定の定めるところにより、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に退職慰労金を支給する。

(退職慰労金額)

第2条 退職慰労金の支給額は、当該役員の退任前1年以内の本俸の平均額に、当該役員の役職毎に就任年数を乗じ、更に役職に対応する率(別表)を乗じて得た額の合計額とする。

(退職慰労金の増額)

第3条 在職中とくに功労があった者等で、特別の考慮をはらう必要があると認められる役員については、会長査定に基づき、この規程に定める退職慰労金に、なお増額して支給することができる。

(退職慰労金の不支給)

第4条 寄附行為第22条第2項に規定する解任の処分を受けた者に対しては、原則として、退職慰労金は支給しない。

(就任期間等の計算)

第5条 退職慰労金の算出の基礎となる就任年数の計算は、役員に任用された日から退任の日までの役職毎の就任期間とする。

2 就任期間に1月未満の端数日数が生じた場合は、15日以上は1月、15日未満は0.5月にそれぞれ切り上げる。

(遺族の範囲および順位等)

第6条 第1条に規定する遺族の範囲および順位等は、労働基準法施行規則第42条等の規定を準用する。

(支給の方法)

第7条 退職慰労金は一括払いとし、退任後1月以内に支給する。

2 退職慰労金に10,000円未満の端数円が生じた場合は、その端数円を10,000円に切り上げて支給する。

(補則)

第8条 この規程の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規程は、平成 8 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

1 この改正規程は、平成 1 4 年 7 月 1 日から施行する。

(別表)

常勤役員退職慰労金乗率表

専務理事	2.3
常務理事	2.2
理事	2.1